

## 廿日市市消防団サポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において消防団員の減少が危惧されていることから、消防団員を確保し、地域の消防力の強化を図るため、消防団員に対する優遇措置の実施について、事業所に協力を求め、協力事業所等を登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 廿日市市内の事業所、店舗その他の団体をいう。
- (2) 消防団サポート事業所 消防団員に対し、自ら定めた優遇措置を行う事業所等として市長が認定した事業所等をいう。
- (3) 消防団サポート事業所表示証 消防団サポート事業所に交付した表示証 (別記様式第1号。以下「表示証」という。)をいう。
- (4) 優遇措置 消防団員に対して行う商品等の代金の割引、特典の付与その他の支援をいう。

(申請)

第3条 消防団サポート事業所として認定を受けようとする事業所等は、消防団サポート事業所登録申請書(別記様式第2号)により市長に申請するものとする。ただし、組合等の団体が申請する場合は、消防団サポート事業所登録申請書(団体用)(別記様式第3号)により一括して申請することができるものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、次の各号に掲げる基準に従い審査し、消防団サポート事業所としての適否を決定したときは、消防団サポート事業所認定(不認定)通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 優遇措置は、全ての消防団員を対象としていること。
- (3) 優遇措置の期間が連続して1年以上であること。

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により事業所等を消防団サポート事業所として認定したときは、表示証を交付し、消防団サポート事業所台帳（別記様式第5号）に登録するものとする。

(表示証の有効期間)

第6条 表示証の有効期間は、交付の日から優遇措置の終了までの期間とする。

(公表)

第7条 市長は、表示証の交付を行った消防団サポート事業所の優遇措置の内容について、市ホームページ等により公表を行うものとする。

(表示証の掲示)

第8条 消防団サポート事業所は、表示証を事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。

2 消防団サポート事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に消防団サポート事業所である旨を表示することができる。この場合において、表示証の写しを拡大又は縮小して使用することができる。

(利用者及び利用方法)

第9条 消防団サポート事業の対象者（以下「利用者」という。）は、消防団員とする。ただし、消防団サポート事業所は、消防団員の家族及び同行者を利用者を含めることができる。

2 利用者は、優遇措置の提供を受けようとするときは、廿日市市消防団員の服制に関する規則（昭和32年規則第8号）に定める廿日市市消防団員証（以下「消防団員証」という。）を消防団サポート事業所に提示しなければならない。

(変更及び抹消申請)

第10条 消防団サポート事業所は、当該申請の内容を変更又は抹消しようとするときは、消防団サポート事業所登録変更・抹消申請書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 第7条の規定は、前項の変更又は抹消について準用する。

(表示証の返納)

第11条 消防団サポート事業所は、前条の規定による登録の抹消及び有効期間経過後速やかに表示証を市長に返納しなければならない。

(認定の取消し)

第12条 市長は、消防団サポート事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する基準に適合しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により消防団サポート事業所の認定を受けたとき。

2 前項の規定により認定を取り消された事業所等は、直ちに表示証を市長に返還しなければならない。

3 第7条の規定は、第1項の認定の取消しについて準用する。

(留意事項)

第13条 利用者は、消防団員証を不正に使用又は優遇措置に関して消防団サポート事業所に強要するなど不適切な行為をしてはならない。この場合において、消防団サポート事業所に損害を与えた場合、その損害の責任は、当該利用者が有するものとする。

(所掌)

第14条 この要綱に関する事務は、廿日市市消防本部警防課において所掌する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年8月3日から施行する。